

○湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則

平成27年4月1日規則第17号

湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湯浅町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成26年条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 条例第2条第1項に規定する市町村が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ別表第1から別表第3までに定める額とする。

2 条例第2条第2項に規定する額については、前項の規定を準用する。

(特例施設型給付の利用者負担額)

第3条 条例第2条第1項に規定する市町村が定める額のうち、法第28条第2項各号に基づくものについては、前条第1項の規定を準用する。

(特例地域型保育給付の利用者負担額)

第4条 条例第2条第1項に規定する市町村が定める額のうち、法第30条第2項第1号から第3号までに基づくものについては、第2条第1項の規定を準用する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、湯浅町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額)

2 条例附則第2項に規定する利用者負担額については、第2条第1項の規定を準用する。

別表第1（第2条関係）

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額
---------------------------	--------

階層 区分	定義	(月額)	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、	市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割の額のない世帯	1,800円
3	当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,100円以下	14,900円
4		所得割課税額 211,200円以下	19,300円
5		所得割課税額 211,201円以上	24,500円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 小学校就学前子どもの属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。
また、小学校就学前子どもの属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

- ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。

別表第2（第2条関係）

法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
		子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
2	第1階層を除き、当該	市町村民税	5,000円	5,000円

	年度の4月分から8	非課税世帯		
3	月分までの利用者負担額の算定にあつて	所得割課税額 48,600円未満	10,000円	9,500円
4	は前年度分の、当該年度の9月分から3月	所得割課税額 97,000円未満	16,000円	15,500円
5	分までの利用者負担額の算定にあつては	所得割課税額 169,000円未満	21,000円	20,500円
6	当該年度分の市町村民税の額の区分が右	所得割課税額 301,000円未満	24,000円	23,500円
7	欄の区分に該当する世帯	所得割課税額 397,000円未満	28,000円	27,500円
8		所得割課税額 397,000円以上	32,000円	31,500円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 小学校就学前子どもの属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、小学校就学前子どもの属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ① 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。

4 小学校就学前子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中は別表第3の規定を適用する。

別表第3（第2条関係）

法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
		子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分			
		0歳児		1、2歳児	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
2	第1階層を除く市町村民税	8,000円	8,000円	7,000円	7,000円

	き、当該年度の	非課税世帯				
3	4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9	所得割課税額 48,600円未満	16,000円	15,500円	14,000円	13,500円
4	月分からの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9	所得割課税額 97,000円未満	26,000円	25,500円	23,000円	22,500円
5	月分からの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9	所得割課税額 169,000円未満	35,000円	34,500円	33,000円	32,500円
6	月分からの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9	所得割課税額 301,000円未満	40,000円	39,500円	37,000円	36,500円
7	月分からの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9	所得割課税額 397,000円未満	43,000円	42,500円	40,000円	39,500円
8	当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	所得割課税額 397,000円以上	51,000円	50,500円	48,000円	47,500円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 小学校就学前子どもの属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、小学校就学前子どもの属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
 - ① 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

② 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。

4 この表の第2階層から第8階層までの世帯であって、多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、3歳未満児に限り第3子以降の保育料は無料とする。（保護者等が現に育てている満18歳未満の児童が3人以上いる世帯に限る。）